

## GMOコインサービス基本約款

### 第1条（本約款の適用）

- 1 この約款（以下「本約款」といいます。）は、GMOコイン株式会社（以下「当社」といいます。）がお客様に提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）に適用されるものとします。
- 2 本約款と個別の約款（以下「個別約款」といい、本約款において本約款及び個別約款を以下「本約款等」と総称します。）の規定が異なるときは、個別約款の規定が本約款の規定に優先して適用されるものとします。

### 第2条（定義）

- 1 「仮想通貨」とは、次の各号に定めるものをいいます。
  - (1) 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除きます。次号において同じです。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
  - (2) 不特定の者を相手方として前号に定めるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
- 2 「ハードフォーク」とは、ブロックチェーンの分岐その他の仮想通貨の仕様変更のうち、前後で互換性がないものをいいます。
- 3 「当社ウェブサイト」とは、当社が運営するウェブサイトをいいます。
- 4 「取引画面」とは、当社がお客様と本サービスにかかる取引等を行うために、お客様に提供する画面（当社が提供するアプリの画面を含みます。）をいいます。

### 第3条（登録情報の届出）

- 1 お客様は、正確、真性かつ最新の氏名、住所、生年月日、メールアドレスその他当社が定める情報（以下「登録情報」といいます。）を当社が定める方法により届け出るものとします。
- 2 お客様は、登録情報に変更があった場合には、当社が定める方法により速やかに変更の届出を行うものとします。
- 3 当社は、お客様が前各項の届出を怠ったことにより損害を被った場合であっても、一

切の責任を負わないものとします。

#### 第4条（利用環境の整備等）

- 1 お客様は、自己の費用と責任において、本サービスを利用するために必要なコンピューター、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア（以下「利用者設備」といいます。）を用意し、これをインターネットに接続するものとします。
- 2 お客様は、自己の費用と責任において、当社が定める本サービスの利用環境を整備するものとします。
- 3 利用者設備、そのインターネットへの接続又は本サービスの利用環境に不具合がある場合には、当社は、お客様に対して本サービスを提供する義務を負わないものとします。

#### 第5条（ID等の管理）

- 1 お客様は、当社が当社所定の基準によりお客様に発行したID、パスワード等（以下「ID等」と総称します。）を第三者に開示し、若しくは貸与し、又は第三者と共有してはならないとともに、第三者に漏洩しないよう厳重に管理するものとします（パスワードを適宜変更することを含みます。）。
- 2 ID等を使用した第三者による本サービスの利用は、お客様による本サービスの利用とみなします。第三者がID等を利用して本サービスを利用した場合、お客様は、当該利用行為に関する債務を負担し、当該利用行為により当社が被った損害を賠償するものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失により、又はお客様の責めに帰すべき事由によらないで、第三者がID等を利用して本サービスを利用した場合はこの限りではありません。
- 3 ID等の管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等によりお客様が損害を被った場合であっても、当社は、一切の責任を負わないものとします。ただし、当該損害が、当社の故意又は重大な過失による債務不履行又は不法行為によって発生した場合は、この限りではありません。

#### 第6条（本サービスの利用等）

- 1 お客様は、本約款等及び当社が定める取引ルール等に従って、本サービスを利用するものとします。なお、お客様が本サービスの利用を申し込み、また本サービスを利用した場合は、本約款等及び取引ルール等に同意しているものとみなします。
- 2 お客様は、本サービスの利用の対価として、当社が定める利用料金を当社に支払うものとします。

- 3 お客様は、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものではありません。

#### 第7条（仮想通貨の保管及び受取）

- 1 お客様は、当社が定める取引ルール等に従って、登録情報に基づき、仮想通貨の保管及び移転を行うことができますものとしします。なお、個別約款にお客様が同意しない限り、当社が保管している仮想通貨を、仮想通貨の売買に用いることはできません。
- 2 当社は、お客様が本サービスの利用に関して当社に預託した金銭を、お客様の金銭であることがその名義により明らかな口座に預金する方法により、自己の固有財産である金銭と分別して管理するものとしします。
- 3 当社は、お客様が本サービスの利用に関して当社に預託した仮想通貨を、自己の固有財産である仮想通貨と明確に区分し、かつ、お客様の仮想通貨についてどのお客様の仮想通貨であるかが直ちに判別できる状態で管理するものとしします。

#### 第8条（ハードフォーク）

- 1 当社は、ハードフォークにより従来の仮想通貨（以下「旧仮想通貨」といいます。）から分岐した新しい仮想通貨（以下「新仮想通貨」といいます。）をお客様に帰属させる義務を負わないものとしします。当社に預けている旧仮想通貨から分岐する新仮想通貨を取得することを希望する場合、お客様は、ハードフォークが発生する前に、当該旧仮想通貨をお客様ご自身のウォレット等に引き出すものとしします。
- 2 ハードフォークにより旧仮想通貨の価値が大幅に下落したことが明白である場合には、新仮想通貨の適法性、安全性等に問題があると当社が判断した場合を除き、当社は、ハードフォークが発生した時にお客様が当社に預けていた旧仮想通貨の数量に応じ、お客様に新仮想通貨を帰属させるよう努めるものとしします。
- 3 ハードフォークにより旧仮想通貨から新仮想通貨が分岐した場合、当社は、旧仮想通貨の建玉数量に応じ、買建玉を保有するお客様には調整金を交付し、売建玉を保有するお客様からは調整金を受領することにより、権利調整を行う場合があります。調整金の額は、ハードフォークが発生した時点における新仮想通貨の市場価格を基準として、当社が定めるものとしします。ただし、ハードフォークが発生した時点において信頼することができる市場価格が存在しないと当社が判断した場合には、調整金の額を金0円としします。

#### 第9条（電磁的方法による提供）

お客様は、本サービスの利用に関して、法令上当社がお客様に説明等を実施する場合の書面の交付に代えて、これに記載すべき事項を次の各号に定めるいずれかの方法により提供することに承諾するものとします。

- （1）電子メールをお客様に送信する方法
- （2）当社ウェブサイトにおいて、ファイルをお客様の閲覧に供する方法。ただし、閲覧期間は、当該ファイルに記録された記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後5年間とします。
- （3）前各号に定める方法の他当社が適切と認める電磁的方法

#### 第10条（個人情報の提供に関する同意）

お客様は、お客様の個人情報の提供及び利用に関して、次の各号に定める事項に同意するものとします。

- （1）お客様が当社に仮想通貨の送付を依頼したときに、当社が、送付依頼人を確認させることを目的として、受取人にお客様の口座名義その他必要な事項を提供すること。
- （2）当社に仮想通貨の送付を依頼しようとする第三者によりお客様が送付先に指定されたときに、当社が、送付先を確認させることを目的として、当該第三者にお客様の口座名義その他必要な事項を提供すること。
- （3）当社が、「個人情報保護宣言」に定める利用目的を達成するため、外国にある事業者が提供するクラウドサービス（日本国内において提供されるものに限り。）を利用する過程において、当該事業者にお客様の個人情報を提供する場合があること。

#### 第11条（遅延損害金）

お客様は、本約款等及び取引ルール等に基づく債務の履行を怠った場合には、年率14.6%の割合で計算される遅延損害金を当社に支払うものとします。

#### 第12条（禁止事項）

お客様は、次の各号に定める行為をしてはならないものとします。

- （1）当社若しくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- （2）本サービスの内容又は本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為

- (3) 本約款等若しくは取引ルール等に違反し、又は違反するおそれのある行為
  - (4) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
  - (5) 他者を差別し、若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
  - (6) 詐欺等の犯罪に結びつく行為又は結びつくおそれのある行為
  - (7) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信し、又は掲載する行為
  - (8) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
  - (9) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
  - (10) ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
  - (11) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘の電子メールを送信する行為又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのある電子メール（嫌がらせメール）を送信する行為
  - (12) 本サービスを提供するために当社若しくは第三者が設置するコンピューター、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア（以下「本サービス用設備」といいます。）の利用若しくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為
  - (13) 虚偽の登録情報を当社に届け出る行為
  - (14) 当社の承諾を得ることなく、本サービスにより取得した情報を本サービス利用以外の目的で利用し、又は第三者に開示し、若しくは漏洩する行為
  - (15) 当社の業務を妨害する行為
  - (16) 短時間に連続して同一の受取人に対する仮想通貨の送付を繰り返す等本サービスの利用状況が不適當又は不審と認められる行為
  - (17) 当社が定める以外の方法又は態様による本サービスの利用、又は不正若しくは不適切な方法又は態様による本サービスの利用
  - (18) 前各号の行為を助長する態様又は目的でリンクを設置する行為
  - (19) 第三者をして前各号の行為を行わせ、又は行うよう指示し、教唆し若しくは扇動等する行為
  - (20) 前各号に定める行為の他当社が不適切であると認める行為
- 2 お客様は、前項各号に定める行為を行った場合又はそのおそれがあることを知った場合には、直ちに当社に通知するものとします。
- 3 当社は、本サービスの利用に関して、お客様の提供した情報（データ及びコンテンツを含みます。）が第1項各号の行為のいずれかに関連する情報であることを知った場合には、事前にお客様に通知することなく、当該情報の削除、注文の取消、行為の中止要請その他の措置を講じることができるものとします。ただし、当社は、お客様が提供す

る情報を監視する義務を負うものではありません。

### 第13条（免責）

- 1 当社は、次の各号に定める損害については、債務不履行、不法行為その他の法律上の請求原因の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。ただし、当該損害が当社の故意又は重大な過失による債務不履行又は不法行為によって発生した場合はこの限りではありません。
  - (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力に起因する損害
  - (2) 利用者設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等のお客様の接続環境の障害に起因する損害
  - (3) 本サービス用設備からの応答時間等のインターネット接続サービスの性能値に起因する損害
  - (4) 当社が第三者から導入しているコンピューターウイルス対策ソフトについて当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピューターウイルスの本サービス用設備への侵入に起因する損害
  - (5) 善良な管理者の注意をもってしても防御することができない本サービス用設備への第三者による不正アクセス、アタック又は通信経路上での傍受等に起因する損害
  - (6) 当社が定める手順、セキュリティ手段等をお客様が遵守しないことに起因する損害
  - (7) 本サービス用設備のうち第三者が製造するソフトウェア（OS、ミドルウェア及びDBMSを含みます。）及びデータベースに起因する損害
  - (8) 本サービス用設備のうち、第三者が製造するハードウェアに起因する損害
  - (9) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因する損害
  - (10) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律その他の法令又は裁判所の命令に基づく強制的な処分に起因し、又は関連する損害
  - (11) 本サービスに関する法令、監督官庁の命令等、自主規制規則その他当社が従うべき規則等の新設、改廃、解釈の変更等（その効果が過去に遡及する場合を含みます。）に起因する損害
  - (12) 当社ウェブサイトとのリンクの有無を問わず、第三者のウェブサイト又は商品若しくはサービスに起因する損害
  - (13) 前各号に定める損害の他当社の責めに帰することができない事由に起因する損害
- 2 当社は、お客様が本サービスを利用することによりお客様と第三者との間で生じた紛争等について、一切の責任を負わないものとします。ただし、当該紛争が当社の故意又

は重大な過失による債務不履行又は不法行為によって発生した場合はこの限りではありません。

- 3 当社は、本サービスによりお客様が取得し、又は保有する仮想通貨の価値、機能、使用先及び用途につき何ら保証を行うものではなく、一切の責任（瑕疵担保責任を含みます。）を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失による債務不履行又は不法行為によって仮想通貨の価値、機能、使用先及び用途について瑕疵、支障が生じた場合はこの限りではありません。
- 4 債務不履行、不法行為その他の法律上の請求原因の如何を問わず、当社がお客様に対して損害賠償責任を負う場合における当社のお客様に対する損害賠償の範囲は、当社の行為を直接の原因として現実に発生した通常損害に限定されるものとします。ただし、当該損害が当社の故意又は重大な過失による債務不履行又は不法行為によって発生した場合は、かかる限定は適用されません。

#### 第14条（本サービスの中断）

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前にお客様に通知することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。
  - (1) 本サービス用設備の故障により保守を行う場合
  - (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
  - (3) ハードフォークが発生し、又は発生するおそれがある場合
  - (4) その他天災地変等の不可抗力により本サービスを提供することができない場合
- 2 当社は、本サービス用設備の点検を行うため、事前にお客様に通知のうえ、本サービスの提供を中断することができるものとします。
- 3 当社は、前各項に定める本サービスの中断によりお客様が損害を被った場合であっても、当該損害が当社の故意又は重大な過失による債務不履行又は不法行為によって発生した場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

#### 第15条（差引計算）

- 1 お客様が当社に対する債務（利用料金、不足金、立替金等を含みますがこれらに限られません。）を弁済しなければならない場合には、その債務とお客様の当社に対する債権とを、その債権の弁済期の如何にかかわらず、当社は、いつでも相殺することができるものとします。
- 2 前項に定める場合には、当社は事前の通知及び所定の手続を省略し、お客様に代わり諸預け金等の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできるものとします。

- 3 前二項による差引計算の場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、利率、料率及び外国通貨又は仮想通貨の換算に用いる標準については、当社の定めによるものとします。

#### 第16条（充当の指定）

債務の弁済又は前条の差引計算の場合において、お客様の債務全額を消滅させるに足りないときは、当社が適当と認める順序方法により充当することができるものとします。

#### 第17条（本サービスの変更及び廃止）

- 1 当社は、本サービスに関する法令、監督官庁の命令等、自主規制規則その他当社が従うべき規則等が新設等された場合又は当社の業務上の必要が生じた場合は、本サービスの内容を変更し、又は廃止することがあります。
- 2 当社は、本サービスの変更等の内容を、第20条に定める方法によりお客様に通知します。お客様は、本サービスの変更等に同意しない場合は、本サービスを解約することができます。本サービスの変更等の効力が発生した日以降にお客様が本サービスを利用された場合は、本サービスの変更等に同意したものとみなします。

#### 第18条（解約等）

- 1 当社は、お客様が次の各号に定める事由のいずれかに該当する場合には、事前の通知、催告等を要することなく、またお客様に対して何ら責任を負うことなく、お客様の本サービスの利用の全部若しくは一部を停止し、また本サービスを解約することができるものとします。
  - (1) 支払停止又は支払不能となった場合
  - (2) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
  - (3) 差押え、仮差押え又は競売の申立てがあった場合
  - (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合
  - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあった場合
  - (6) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当又は類する事由に該当した場合
  - (7) お客様が死亡した場合
  - (8) 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認手続きその他の当社が実施する取引に関する確認に対して、お客様が応じられない場合（合理的な期間内に取引時確認に必要な対応が行われないことを含みます。）



- (9) 当社が定める口座開設基準若しくは取引開始基準を満たしていないことが判明し、又は満たさなくなった場合
- (10) お客様の取引について口座名義人本人以外の第三者（二親等以内の親族と当社が判断した場合を含みます。）が行っていると当社が判断した場合
- (11) お客様から預託された資産の全部又は一部が、犯罪行為によって不正に取得した疑いがあると当社が判断した場合
- (12) 連絡が不能である場合
- (13) 本約款等又は取引ルール等に違反した場合
- (14) お客様が利用料金、不足金その他当社に対して負担する金銭債務を支払期日までに支払わなかった場合
- (15) お客様が当社に対する届出事項について虚偽の届出を行っていたことが判明した場合
- (16) 第9条（電磁的方法による提供）の承諾を撤回した場合
- (17) 本約款等又は取引ルール等の変更に同意しない場合
- (18) 本サービス用設備の装置上、システム上の脆弱性を利用し、当社が予め想定し得ない操作が行われていると認められた場合、若しくはそのような行為と疑われる行為をしたと認められる場合。当社の認めていないプログラムの使用等により、当社のシステムの意図から外れた方法、又は過大なアクセスにより、当社のシステム及び他のお客様に影響を及ぼすと当社が判断した場合
- (19) 短時間又は頻繁に行われる注文又は取引であって、当社のシステム又は他のお客様もしくは当社がお客様に提供する商品に対する当社が行なうリスクヘッジのための取引に影響を及ぼすと当社が判断した場合
- (20) お客様が当社の業務に支障をきたす行為を行った場合
- (21) 当社若しくは当社の役職員に対する誹謗中傷、罵倒するような発言を電話若しくはメール、お問い合わせ画面、又は公の場で継続的又は断続的に行った場合
- (22) 前各号に定める事由の他本サービスを利用させることが不適切であると当社が認める場合

2 お客様は、前項第1号から第12号までのいずれかに該当したときは、当然に、当社に対して負うすべての債務につき期限の利益を喪失するものとします。

3 お客様は、第1項第13号から第22号までのいずれかに該当したときは、当社の請求により、当社に対して負うすべての債務につき期限の利益を喪失するものとします。

4 当社は、第1項各号に定める場合において、必要と認めるときは、当社がお客様のために保有する資産を当社が適切と認める方法により処分することができるものとします。

- 5 お客様は、当社が定める方法により本サービスの解約を申し込むことができるものとします。
- 6 本サービスが解約された場合には、当社は、お客様のために保有する資産を金融機関の口座への振込みその他当社が適切と認める方法によりお客様に返還することができるものとします。

#### 第19条（反社会的勢力の排除）

- 1 お客様は、当社に対して、利用申込日及び本サービスを利用する日において、自己が、次の各号に定める者（以下「暴力団等」といいます。）に該当していないことを表明し、保証するものとします。
  - （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号。その後の改正を含みます。）第2条に規定される意味を有するものとする。以下同様とします。）
  - （2）暴力団の構成員（準構成員を含みます。以下同様とします。）、又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
  - （3）暴力団関係企業、本項各号に定める者が出資者であるか、若しくは役職員等の地位にある団体の構成員
  - （4）総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団の構成員
  - （5）暴力団又は暴力団の構成員と密接な関係を有する者
  - （6）前各号に準じる者
- 2 お客様は、当社に対して、利用申込日及び本サービスを利用する日において、自己が、次の各号に定める事由のいずれにも該当していないことを表明し、保証するものとします。
  - （1）自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害等を加える目的をもってする等、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること
  - （2）暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
  - （3）暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - （4）前各号に準じる関係を有すること
- 3 お客様は、自ら又は第三者をして以下の各号に定める行為及びそれらのおそれのある行為を行わないことを誓約するものとします。
  - （1）暴力的な要求行為
  - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3) 脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説の流布、偽計若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
  - (5) 方法及び態様の如何を問わず暴力団等と関与する行為
  - (6) 前各号に準じる行為
- 4 当社は、①第1項及び第2項に規定する表明及び保証事項が虚偽若しくは不正確となる事由が判明若しくは発生し、若しくは発生すると見込まれる場合、又は②第3項に規定する誓約に違反する事由が判明若しくは発生した場合には、事前の通知、催告等を要することなく、またお客様に対して何ら責任を負うことなく、お客様の本サービスの利用の全部若しくは一部を停止し、またお客様との間の全ての契約を解約することができるものとします。
- 5 本条による解除については、前条第2項、第4項及び第6項の規定を準用します。

#### 第20条（通知）

- 1 当社からお客様への通知は、本約款等に特段の定めがない限り、電子メールの送信、取引画面又は当社ウェブサイトへの掲載その他の当社が適切と認める方法により行うものとします。
- 2 前項の規定に基づき、当社からお客様への通知を電子メールの送信又は当社ウェブサイトへの掲載により行う場合には、当該通知は、それぞれ電子メールの送信又は取引画面若しくは当社ウェブサイトへの掲載がなされた時に効力を生じるものとします。

#### 第21条（本約款等の変更）

- 1 当社は、本サービスに関する法令、監督官庁の命令等、自主規制規則その他当社が従うべき規則等が新設等された場合又は当社の業務上の必要が生じた場合は、本約款等の内容を変更することがあります。
- 2 当社は、本約款等を変更した場合には、変更した本約款等を当社ウェブサイトにおいてお客様の閲覧に供するものとします。
- 3 当社は、本約款等の変更等の内容を第20条に定める方法によりお客様に通知します。お客様は、本約款等の変更等に同意しない場合は、本サービスを解約することができます。本約款等の変更が効力を発生した日以降にお客様が本サービスを利用された場合は、本約款等の変更同意したものとみなします。
- 4 前項の規定は、当社が必要と認める場合において、本約款等の変更につきお客様の承諾を求めることを妨げないものとします。

## 第22条（権利義務譲渡等の禁止）

お客様は、当社の書面による事前の承諾がない限り、本約款等上の地位並びに本約款等に基づく権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならないものとします。

## 第23条（準拠法及び裁判管轄）

- 1 本約款等の準拠法は、日本法とします。
- 2 お客様と当社との間で生じた本サービスに関する紛争の解決については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の非専属的合意管轄裁判所とします。

## 附則

- |       |    |     |    |
|-------|----|-----|----|
| 2017年 | 8月 | 9日  | 制定 |
| 2018年 | 1月 | 15日 | 改定 |
| 2018年 | 5月 | 30日 | 改定 |
| 2018年 | 9月 | 5日  | 改定 |